

公益社団法人宿毛青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人宿毛青年会議所（英文名 Junior Chamber International Sukumo）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を宿毛市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会の発展を図り、会員の連携と資質の向上、指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、国家及び世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
 - (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (3) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (4) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 2 本会議所は、前項に定めるもののほか、事業の推進に資するために、必要に応じて次の事業を行う。
- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 宿毛市、大月町、三原村及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格のある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。
- (2) 準会員 理事会において入会を承認された者は、別に定めるところにより、入会后6ヶ月間は準会員とする。
- (3) 特別会員（シニアクラブ会員）以下のいずれかに該当する者で、所定の手続を経た者をいう。

① 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者

② 40歳に達した年の事業年度の終了する日までに正会員として在籍した者

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。ただし、当該事業年度に理事であった者は、選任された事業年度に関し翌年1月に開催される通常総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入会)

第7条 本会議所に入会しようとする者は、別に定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員及び準会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を有する。

2 特別会員については、別に定めるところによる。

(会員の義務)

第9条 本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守しなければならない。

2 本会議所の正会員及び準会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費及び入会金)

第10条 会員は、入会に際し、所定の入会金を納入しなければならない。

2 会員は、所定の納期に、所定の会費及び特別会費を納入しなければならない。

3 入会金及び会費の額は、別に定めるところによる。

(会員資格の喪失)

第11条 本会議所の会員が、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意を得たとき。

(退会)

第12条 本会議所を退会しようとする会員は、当該事業年度の会費を納入し、退会届を提出して、理事会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(除名)

第13条 本会議所の会員が、次の各号の一つに該当するときは、別に定めるところによるほか、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

(3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(4) その他、会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定による除名の決議は、総正会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の決議をもって行う。

3 第1項の規定による除名に際しては、当該会員に対し、決議の1週間前までに理由を付して除名をする旨を通知し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第14条 やむを得ない事由により、長期間にわたって各種会議、行事に出席できない会員は、休会届を提出し、理事会の承認を受けて休会することができる。ただし、休会中の会費は、減免されない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金又は会費は返還されない。

第3章 総会

(種類)

第16条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会と、毎年1月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 顧問の選任及び解任

(3) 理事長候補者の選出

(4) 定款の変更

(5) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更

(6) 事業報告及び会計報告の承認

(7) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法

(8) 次の規則の制定、変更及び廃止

- ア 役員選任の方法に関する規則
- イ 会員資格に関する規則
- ウ 会費及び入会金に関する規則

(9) 会員の除名

- (10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (11) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項
(開催)

第19条 通常総会は、毎年1月及び12月に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第20条 総会は、理事長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第23条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。

2 前項本文の場合において、議長は正会員として決議に加わることができない。

(議決権行使の委任)

第24条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(種類)

第26条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 10名以上15名以内(前各号の役員を含む)
- (5) 監事 1名以上3名以内

(選任)

第27条 役員は、本会議所の正会員であることを要し、選任の方法に関しては、別に定めるところによる。

2 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼任することができない。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項ただし書きの規定は、理事長には適用がないものとする。
- 3 理事が欠けた場合又は本定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
- 4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
- 6 監事が欠けた場合又は本定款で定めた監事の員数が欠けた場合には、監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
(辞任及び解任)

第29条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(理事の職務権限)

第30条 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事として、本会議所を代表し、業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 3 専務理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、本会議所の業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

第32条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは本定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第33条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第34条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第35条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令もしくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬)

第36条 役員は、無報酬とする。

(直前理事長等)

第37条 本会議所に、直前理事長、3名以下の顧問(以下「直前理事長等」という。)を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え、又は業務についての意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長等の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結の時までとする。

- 5 直前理事長等は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 6 直前理事長等は、総会において解任することができる。
- 7 直前理事長等は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第38条 本会議所に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長及び顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
- 2 理事会は、次の事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度12回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の3日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第44条 理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることでできる理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。
- 3 第1項本文の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示

をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事、直前理事長又は顧問が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事、監事、直前理事長及び顧問の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告については、これを適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名押印しなければならない。

第6章 定例会及び委員会

(定例会)

第48条 本会議所は、原則として毎月1回以上定例会を開催する。

2 定例会の運営その他の必要な事項については、理事会の決議により別に定めるところによる。

(委員会)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、協議し、又は実施するために委員会を置く。

2 担当の委員会を統括して活発な活動を図り、各委員会の連絡調整を図るため、室を設け、室長を置くことができる。

3 委員会の運営その他の必要な事項については、理事会の決議により別に定めるところによる。

第7章 基金

(基金の拠出)

第50条 本会議所は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取り扱い)

第51条 基金の募集、割り当て、払い込み等の手続及び基金の管理等の取り扱いについては、理事会の決議により定めるものとする。

(基金拠出者の権利)

第52条 本会議所は、第68条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会議所は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還できるものとする。

3 本会議所に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第53条 基金の返還は、総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積み立て)

第54条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第55条 本会議所の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(事業年度)

第56条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第57条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特

別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第59条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書(以下、「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに法令の定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会議所の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第60条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

第9章 管理

(事務局)

第61条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の事務員を置くことができる。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定めるところによる。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによるとともに、次条の規定によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第63条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第64条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(公告)

第65条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 本定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第67条 本会議所は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第68条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第71条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第72条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第12章 補則

(委任)

第73条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(附則)

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は矢野秀樹、最初の専務理事は弘瀬裕一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第56条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。